

会員の皆様へ

平素は学会活動にご協力を賜りまして誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、多くの学会主催の行事を変更させていただきましたが、同様に本年予定されている新役員の選出につきましても理事会等を開催することができないため手続きが遅れております。

感染症拡大が落ち着き、理事会等の開催が可能になり次第、迅速に手続きを進めて参りますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、現役員（理事・監事）につきましては、下記に示す定款第 30 条に明記されておりますように、昨年度の事業年度に関する社員総会の終結時までが任期になります。通常、7月の学術大会時に開催される社員総会を期限としておりますが、若干ずれ込む場合がございますのでご了承ください。

今後の役員人事につきましては、新評議員による理事選挙の準備がつき次第、ご報告申し上げます。

（役員の任期）

第 30 条 役員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結時までとし、再任を妨げない。